

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成十九年十二月十日

広島県監査委員 山崎正博

同 芝 清

同 高橋 義則

同 加賀美 和正

監査の結果（平成19年11月30日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関等へ出向き、提出された監査資料を基に、平成18年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関等に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が7機関、財政的援助団体が3団体です。

監 査 対 象 機 関 等 一 覧 表

県の機関

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	総合技術研究所 畜産技術センター	平成19年9月13日	平成19年9月13日	実地監査
2	尾三教育事務所	平成19年9月12日	平成19年9月12日	
3	御調高等学校	平成19年11月30日	平成19年9月12日	書面監査
4	庄原実業高等学校	平成19年11月30日	平成19年10月3日	
5	宮島工業高等学校	平成19年11月30日	平成19年10月4日	
6	芦品まなび学園高等学校	平成19年11月30日	平成19年9月27日	
7	広島南警察署	平成19年9月18日	平成19年9月18日	実地監査

財政的援助団体

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	社会福祉法人 東輝会	平成19年11月30日	平成19年9月14日	書面監査
2	学校法人 広島城北学園	平成19年11月30日	平成19年9月26日	
3	学校法人 福山学園	平成19年11月30日	平成19年10月5日	

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 総合技術研究所畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
畜産に関する技術の指導, 研修及び情報提供
- ・ 所在地 本所: 庄原市七塚町 584 番地
広島牛改良センター: 神石郡神石高原町油木乙 2188 番地
- ・ 組織体制 4 部 2 課 1 センター (総務部 (総務課, 業務課), 技術支援部, 飼養技術研究部, 育種繁殖研究部, 広島牛改良センター)
- ・ 職員数 46 人 (平成 19 年 4 月 1 日現在の常勤職員数)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 現金出納に係る事務処理について

家畜売払収入の領収において、会計規則に定められた期限 (翌開庁日) までに金融機関へ払い込んでいないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 件数・金額 1 件 230,000 円
- ・ 根拠規程 広島県会計規則第 45 条 6 項 (会計管理者等の現金又は有価証券の領収及び引継ぎ又は払込み)

イ 契約書への収入印紙の貼付について

契約書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 広島県立畜産技術センター広島牛改良センター建築物等清掃業務委託 (平成 19 年度)

ウ 委託契約における契約方法について

予定価格が 100 万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして 1 者のみから見積書を徴し随意契約を行っているが、委託業務の内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 飼料作物栽培等業務委託 (平成 19 年度)

エ 施設管理業務委託費の設計額の算出について

施設管理業務の委託費の設計額は、財産管理室長が定めた積算基準により算出することとされているが、建築物等清掃業務の委託費の設計額の算出に当たり、積算基準によらず、業者から徴収した参考見積を基に行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	①広島県立畜産技術センター庁舎総合管理業務委託 (平成 19 年度~20 年度) ②広島県立畜産技術センター広島牛改良センター庁舎総合管理業務委託 (平成 19 年度)
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱第 6 条 (積算)

オ 毒物・劇物の管理について

- (7) 毒物及び劇物等の処分に係る業務委託契約を産業廃棄物収集運搬業者と請書のみで契約しており、法定事項を記載した契約書を交わしていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条（事業者の処理）
	② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2（事業者の産業廃棄物の運搬，処分等の委託の基準）

(イ) 毒物及び劇物を保管する場合は，盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のもとし，鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。

保管場所への鍵の措置は，適正に行われていたが，保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	① 毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）
	② 「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」（要旨） 毒劇物を貯蔵，陳列等する場所は，その他の物を貯蔵，陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし，かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

【意見】

ア 使用見込みのない重要物品について

畜産技術センターが保管する重要物品 33 点のうち，4 点は平成 18 年度の使用実績がなかった。機器が古く陳腐化しているものなど，今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。

イ 委託契約における契約方法について

予定価格 100 万円以下の機械保守点検業務委託について，効率的・確実な業務遂行が期待でき，機械の安全性の確保を図るためとして，製造業者の系列業者である 1 者のみから見積書を徴して随意契約を締結しているものがあるが，他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。

- ・ 広島牛改良センター飼料作物収穫等機械保守点検業務委託（平成 19 年度）

2 尾三教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校の教育指導及び生徒指導
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事，研修及び給与に関する
こと
- ・ 所在地 尾道市古浜町 26 番 12 号
- ・ 所管区域 竹原市，三原市，尾道市，大崎上島町，世羅町
- ・ 組織体制 2 課（総務課，教育指導課）
- ・ 職員数 20 人（平成 19 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計，町教育委員会派遣 1 名を含む。）
- ・ 主な事業実績（平成 18 年度）
管内の市町教育長，小中学校教職員を対象とした会議及び研修会等の実施 62 回
学校訪問指導

小 学 校		中 学 校	
学校数	訪問回数	学校数	訪問回数
88 校	86 回	41 校	50 回

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 御調高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市御調町神 204 番 2 号
- ・教職員数 27 人 (13 人)

[平成 19 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

- ・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	80	240
生徒数 (人)	58	52	68	178
充足率 (%)	72.5	65.0	85.0	74.2
進 学 就 職	大学・短大	39 人 (52.0%)		
	専修・各種	21 人 (28.0%)		
	就 職	14 人 (18.7%)		
	その他	1 人 (1.3%)		
退学者 (人)	7 (1)			
休学者 (人)	0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 19 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 18 年度 (平成 19 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意 見】

業務委託契約の設計金額の積算根拠について

業務委託契約の設計金額の積算根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては, その根拠を明確にするとともに, 常に見直しを行い, より経済性を発揮されるよう積算を行う必要がある。

- ・自家用電気工作物保安業務 (平成 18~19 年度※長期継続契約)
- ・消防設備等点検業務 (平成 18~19 年度※長期継続契約)
- ・ごみ処理委託業務 (平成 19~20 年度※長期継続契約)

4 庄原実業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市西本町一丁目 24 番 34 号
- ・教職員数 全日制 56 人 (13 人)

[平成 19 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学 科 ・ 学 年 等		生物生産学科				食品工学科				環境工学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数	(人)	38	31	37	106	39	32	32	103	37	37	32	106
充足率	(%)	95.0	77.5	92.5	88.3	97.5	80.0	80.0	85.8	92.5	92.5	80.0	88.3
退学者	(人)	0				0				0			
休学者	(人)	0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	2 人 (6.7%)				4 人 (11.8%)				14 人 (37.8%)			
	専修・各種	16 人 (53.3%)				13 人 (38.2%)				14 人 (37.8%)			
	就 職	10 人 (33.3%)				16 人 (47.1%)				9 人 (24.3%)			
	その他	2 人 (6.7%)				1 人 (2.9%)				0 人 (0.0%)			
課 程		全 日 制											
学 科 ・ 学 年 等		生活科学科				計							
		1	2	3	計	1	2	3	計				
総定員	(人)	40	40	40	120	160	160	160	480				
生徒数	(人)	32	34	38	104	146	134	139	419				
充足率	(%)	80.0	85.0	95.0	86.7	91.3	83.8	86.9	87.3				
退学者	(人)	0				0							
休学者	(人)	0				0							
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (21.1%)				28 人 (20.1%)							
	専修・各種	23 人 (60.5%)				66 人 (47.5%)							
	就 職	6 人 (15.8%)				41 人 (29.5%)							
	その他	1 人 (2.6%)				4 人 (2.9%)							

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成18年度(平成19年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成18年3月末)
高等学校使用料(全日制授業料)	1人 36,620円	10人 258,600円

5 宮島工業高等学校

(1) 機関の概要

・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

・所在地 廿日市市物見西二丁目6番1号

・教職員数 全日制84人(13人)

定時制15人(1人)

[平成19年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。学校長は全日制に含めている。]

・生徒の状況

課 程		全日制											
学科・学年等		機械科				電気・情報技術科				電気科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	80			80		40	40	80
生徒数 (人)		80	82	74	236	80			80		39	37	76
充足率 (%)		100.0	102.5	92.5	98.3	100.0			100.0		97.5	92.5	95.0
退学者 (人)		1 (1)				5 (1)				3 (0)			
休学者 (人)		2				2				0			
進 学 就 職	大学・短大	7 人 (9.5%)								4 人 (10.5%)			
	専修・各種	8 人 (10.8%)								2 人 (5.3%)			
	就 職	58 人 (78.4%)								32 人 (84.20%)			
	その他	1 人 (1.4%)								0 人 (0.0%)			
課 程		全日制											
学科・学年等		情報技術科				建築・インテリア科				建築科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)			40	40	80	80			80		40	40	80
生徒数 (人)			35	37	72	81			81		39	31	70
充足率 (%)			87.5	92.5	90.0	101.3			101.3		97.5	77.5	87.5
退学者 (人)		0				1 (0)				5			
休学者 (人)		1				1				2			
進 学 就 職	大学・短大	9 人 (25.7%)								5 人 (18.5%)			
	専修・各種	9 人 (25.7%)								7 人 (25.9%)			
	就 職	15 人 (42.9%)								13 人 (48.1%)			
	その他	2 人 (5.7%)								2 人 (7.4%)			
課 程		全日制											
学科・学年等		インテリア科				素材システム科				合 計			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)			40	40	80	40	40	40	120	280	280	280	840
生徒数 (人)			39	39	78	44	29	29	102	285	263	247	795
充足率 (%)			97.5	97.5	97.5	110.0	72.5	72.5	85.0	101.8	93.9	88.2	94.6
退学者 (人)		2 (1)				9 (2)				26 (5)			
休学者 (人)		1				8				17			
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (20.5%)				4 人 (12.9%)				37 人 (15.2%)			
	専修・各種	9 人 (23.1%)				6 人 (19.4%)				41 人 (16.8%)			
	就 職	21 人 (53.8%)				19 人 (61.3%)				158 人 (64.8%)			
	その他	1 人 (2.6%)				2 人 (6.5%)				8 人 (3.3%)			
課 程		定時制											
学科・学年等		機械科											
		1	2	3	4	計							
総定員 (人)		40	40	40	40	160							
生徒数 (人)		29	20	16	16	81							
充足率 (%)		72.5	50.0	40.0	40.0	50.6							
退学者 (人)		12 (4)											
休学者 (人)		26											
進 学 就 職	大学・短大	0 人 (0.0%)											
	専修・各種	0 人 (0.0%)											
	就 職	5 人 (100.0%)											
	その他	0 人 (0.0%)											

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成18年度(平成19年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成 18 年 3 月末)
高等学校使用料（全日制授業料）	4 人 177,493 円	15 人 405,900 円
高等学校使用料（定時制授業料）	10 人 129,926 円	11 人 121,516 円

イ 毒物・劇物の管理について

毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。

保管場所への鍵の措置は適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管していた。また、管理簿による薬品の種類、在庫数量及び使用量の把握がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	①毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取扱）
	②「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」（要旨） 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
	③広島県立宮島工業高等学校毒物劇物危害防止規定 6(1)（要旨） 毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、取り扱う毒物劇物の名称、保管量について管理簿を作成すること。

ウ 学校諸費会計における事務処理について

学校諸費会計である定時制給食会計において、平成 19 年 4 月の収入・支出のうち、平成 18 年度分として処理すべきものを平成 19 年度分として処理していたため、平成 18 年度の決算額に誤りがあつた。適正な事務処理に努められたい。

エ 負担金交付事務について

平成 18 年度保存食保存等に関する負担金の交付事務において、広島県補助金等交付規則に基づいて負担金の交付申請や負担金の額の決定通知などの交付手続を行うべきところ、実績に基づく負担金額の確認をした上で、交付先からの請求書により負担金を交付していた。適正な事務処理に努められたい。

6 芦品まなび学園高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市新市町戸手 1330 番地
- ・教職員数 39 人 (21 人)

[平成 19 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	定時制				
	普通科				
学科・学年等	1	2	3	4	計
総定員 (人)	120	120	120	120	480
生徒数 (人)	75	73	62	46	256
充足率 (%)	62.5	60.8	51.7	38.3	53.3
進 学 就 職	大学・短大	8 人 (12.5%)			
	専修・各種	9 人 (14.1%)			
	就 職	30 人 (46.9%)			
	その他	17 人 (26.6%)			
退学者 (人)	37 (2)				
休学者 (人)	4				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成18年度(平成19年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 広島南警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番34号
- ・所管区域 広島市南区(広島東警察署の管轄区域を除く。)
- ・管内面積 21.47km²
- ・管内人口 122,733人(平成19年3月31日現在)
- ・組織体制 7課(警務課、会計課、生活安全課、刑事課、地域課、交通課、警備課)
- ・職員数 178人(平成19年3月31日現在)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成18年3月末)
違法駐車車両移動措置負担金	3人 48,000円	5人 78,300円

8 社会福祉法人 東輝会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 特別養護老人ホームの設置経営、老人ショートステイ用居室の設置経営など

- ・住所 庄原市高野町新市字柏奥 177 番地の 1
- ・理事長 大野 東俊
- ・設立年月日 平成 17 年 8 月 8 日

イ 県の財政的援助等の状況

平成 17 年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管室 福祉保健部社会福祉局高齢者支援室)

- ・補助額 98,232,000 円 (総事業費 443,131,500 円, 補助対象経費 391,198,729 円)
- ・交付の目的 社会福祉法人等の施設整備の負担を軽減
- ・補助対象経費 次の老人福祉施設の施設整備に要する経費

名称	特別養護老人ホーム 故郷一高野
所在地	庄原市高野町新市字柏奥 177 番地の 1
規模等	建物構造 鉄骨造 平家建 建築面積 延 1,946.82 m ²
定員	入所 30 人, 短期入所 10 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

社会福祉施設等整備費補助金の過大交付について

社会福祉施設等整備費補助金について、交付決定額が誤って算定されており、その結果、交付要綱に照らして過大な補助金が交付されていた。適切な措置を講じられたい。

(単位：千円)

区分	交付済額 A	交付要綱に基づき算定した額 B	差引 A-B
社会福祉施設等整備費補助金	98,232	86,625	11,607

9 学校法人 広島城北学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 高等学校, 中学校及び幼稚園の運営
- ・住所 広島市東区戸坂城山町 1 番 3 号
- ・理事長 谷口 玲爾
- ・設立 昭和 35 年 12 月 26 日
- ・学校の状況

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

区分	生徒・園児数	教員数	職員数
広島城北高等学校	813 人	51 人	14 人
広島城北中学校	670 人	42 人	4 人
広島城北幼稚園	288 人	16 人	0 人

(注) 教職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 18 年度広島県私立学校振興費補助金 (經常費補助金・授業料等軽減補助金), 授業料減免事業支援特別経費補助金を交付 (所管室 県民生活部総務管理局学事室)

(ア) 経常費補助金

- ・補助額 488,191,000 円 (総事業費 1,309,936,605 円, 補助対象経費 1,177,387,507 円)
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校の運営に要する人件費等の経費

(イ) 授業料等軽減補助金

- ・補助額 6,432,800 円 (総事業費 6,432,800 円, 補助対象経費 6,432,800 円)
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助額 1,977,600 円 (総事業費 1,977,600 円, 補助対象経費 1,977,600 円)
- ・交付の目的 私立小学校, 中学校の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

ア 平成 18 年度広島県私立学校振興費補助金 (以下「県補助金」という。) の実績報告において, 次のとおり県補助金の補助対象外経費を補助対象経費としていたものがあつた。県補助金の確定額に影響はなかったが, 適切な事務処理に努められたい。

- (ア) 他の補助金の交付対象となる経費並びに特別寄附金及び特定財源で補填される部分の経費は県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず, 補助対象経費としていた。(広島城北高等学校)
- (イ) 懇親会に係る経費は県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず, 補助対象経費としていた。(広島城北幼稚園)

イ 補助事業により取得した施設・設備 (図書を含む。) には, 補助対象の年度及び取得した旨の表示をすることとされているが, その旨の表示をしていなかった。

10 学校法人 福山学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 中学校, 高等学校の運営
- ・住所 福山市大門町大字大門 119 番地の 8
- ・理事長 門田 峻徳
- ・設立年月日 昭和 54 年 12 月 27 日
- ・学校の状況

(平成 19 年 5 月 1 日現在)

区 分	生徒数	教員数	職員数
銀河学院高等学校	647 人	68 人	9 人
銀河学院中学校	259 人	30 人	6 人
合 計	906 人	98 人	15 人

(注) 教職員数は, 非常勤を含んだ人数

イ 県の財政的援助等の状況

平成18年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金）、授業料減免事業支援特別経費補助金を交付（所管室 県民生活部総務管理局学事室）

（ア） 経常費補助金

- ・補助額 305,943,000円（総事業費744,464,821円，補助対象経費679,204,731円）
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校の運営に要する人件費等の経費

（イ） 授業料等軽減補助金

- ・補助額 13,140,400円（総事業費13,140,400円，補助対象経費13,140,400円）
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

（ウ） 授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助額 552,000円（総事業費552,000円，補助対象経費552,000円）
- ・交付の目的 私立小学校，中学校の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

平成18年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告において、次のとおり誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

- ・教職員の親睦行事に係る経費などについては、県補助金の補助対象外経費とされているにもかかわらず、補助対象経費としていた。（銀河学院高等学校及び銀河学院中学校）
- ・補助対象経費の区分において、保険料（労働者災害補償保険法に基づく事業主負担）については所定福利費に計上すべきところ、その一部について本俸に計上していた。（銀河学院高等学校）

イ 給与の支給根拠について

教職員の給与については、法人の定める給与規程等に基づき支給することとなっているが、一部の管理職職員の給与について、給与規程等に定める給料及び手当の額と異なる額を支給していた。

教職員の給与の支給に当たっては、教職員の給与が県補助金の対象経費であることを踏まえ、給与規程等の明確な根拠に基づき、適正な事務処理を行うよう努められたい。